

随意契約締結状況

平成30年10月～11月分

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込:円)	随意契約によることとした理由	備考
1	一般撮影装置保守契約	松江赤十字病院 事務部用度課 松江市母衣町200	平成30年10月1日	島津メディカルシステムズ株式会社中四国支店島根営業所 島根県出雲市斐川町直江2698	4,590,000	契約業者は当該機器の納入業者であり、当該保守に必要な技術・能力を有するのは契約業者のみであることから、契約の性質上又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	5年契約
2	内視鏡システム保守契約	松江赤十字病院 事務部用度課 松江市母衣町200	平成30年10月1日	ティーエスアルフレッサ株式会社 島根県松江市矢田町218番地2	5,556,654	契約業者は当該機器の納入業者であり、当該保守に必要な技術・能力を有するのは契約業者のみであることから、契約の性質上又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
3	就業管理システム	松江赤十字病院 事務部用度課 松江市母衣町200	平成30年10月26日	テック情報株式会社 徳島県板野郡板野町犬伏字東谷6番地33	7,344,000	日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。専門的な知識・技術・能力による業務であり、又当院における業務実績があるため。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみではなく、具体的な理由を簡潔に記載する。